記

「控除項目」

①　売主負担の仲介手数料・ＦＡ報酬

②　売主負担の印紙代（契約書・領収書）

③　売主負担の測量費用

④　売主負担の土壌調査費用

⑤　売主負担の登記手続費用

⑥　売主負担の解体撤去費用・土壌・地下水等の汚染等の除去費用及び拡大防止等費用その他の物件引渡費用

⑦　賃借人付き個別売却対象不動産の売却に際し、買主に承継された敷金相当額

⑧　更生会社に生じる種々の負担の補填金として売却代金（消費税を除く）の５％

⑨　その他個別売却対象不動産の売却にあたり生ずる費用（ただし、更生担保権者と協議のうえ、合理的な金額を定める）

⑸　権利の変更及び弁済

ア　更生手続開始決定の日以降の利息・損害金債権にかかる更生担保権は、更生計画認可決定日に全額免除を受ける。

イ　各個別売却対象不動産が売却されたときは、売却の都度、売却代金全額の入金後１ヶ月以内（ただし、管財人が、更生計画認可決定前に、各個別売却対象不動産にかかる更生担保権者の同意及び裁判所の許可を得て、担保権を抹消したうえで各個別売却対象不動産を売却し、その売却代金のうち実質売却価額について当該更生担保権者のために預金質権を設定していた場合には、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内）に、下記ウ又はエに従って権利の変更及び弁済を行う。

ウ　各個別売却対象不動産の実質売却価額が当該個別売却対象不動産を目的とする全ての担保権にかかる別表８－１「存続する担保権一覧表（個別売却対象不動産を目的とする担保権）」の「新しい債権額」欄記載の金額の合計額を上回る場合

㋐　当該個別売却対象不動産を目的とする担保権を有している更生担保権者に対して、当該担保権にかかる別表８－１「存続する担保権一覧表（個別売却対象不動産を目的とする担保権）」の「新しい債権額」欄記載の金額を一括弁済する。

㋑　当該個別売却対象不動産を目的とする担保権を有していた各更生担保権者の担保弁済額から、上記㋐の弁済額を差し引いた差額については、更生担保権とみなして追加弁済するものとする。

エ　各個別売却対象不動産の実質売却価額が当該個別売却対象不動産を目的とする全ての担保権にかかる別表８－１「存続する担保権一覧表（個別売却対象不動産を目的とする担保権）」の「新しい債権額」欄記載の金額の合計額と同じか又はそれを下回る場合

㋐　当該個別売却対象不動産を目的とする担保権を有している更生担保権者に対して、担保弁済額を一括弁済する。

㋑　個別売却対象不動産を目的とする担保権にかかる更生担保権の確定債権額（別表８－１「存続する担保権一覧表（個別売却対象不動産を目的とする担保権）」の「新しい債権額」欄記載の金額）のうち、当該個別売却対象不動産の実質売却価額によって弁済されない部分（ただし、物上保証に基づくものであることにより当該更生担保権部分について通常の一般更生債権と同等の弁済受領権を認めることが適当でないものを除く。以下「更生担保権不足額」という）の更生担保権については、第３節第１款第２項⑶の定めを準用して通常の一般更生債権と同等の権利の変更を受けることとして40％を弁済する。

さらに、一般更生債権第２回弁済日に、更生担保権不足額に対し、第３節第１款第２項⑷③の弁済率を乗じて求められる金額を弁済する。

㋒　上記㋑に従って弁済を受けた更生担保権については、上記㋑に基づく一般更生債権第２回弁済日に、確定更生担保権額から、上記㋐及び㋑に基づいて既に弁済した金額の合計額を控除した残額について免除を受ける。

⑹　更生担保権の放棄

更生担保権者は、いつでも、管財人に対する書面による意思表示により、更生担保権を放棄することができる。この場合、更生担保権者は、当該更生担保権の抹消登記に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。抹消登記に要する費用は更生会社の負担とする。

第３款　有価証券にかかる更生担保権

１　確定債権

４件　　114,260,000円

別表４－３（有価証券にかかる更生担保権）

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　有価証券の売却

管財人は、裁判所の許可を得て、更生計画認可決定確定後６ヶ月以内を目途に別表10－３「担保権の目的物一覧表（有価証券）」に記載の各有価証券を、証券取引所を通じ、又は相対取引で売却することに努めるものとする。

⑵　売却方法

ア　管財人は、上記⑴の有価証券の売却について証券取引所を通じて売却する場合には、管財人の判断により合理的な時期及び方法を選んで売却することができる。

イ　管財人は、上記⑴の有価証券の売却について相対取引の方法を選択する場合には、売却の前の適当な時期に、当該有価証券に担保権の設定を受けていた更生担保権者に対し売却予定価額を事前に通知するものとする。

ウ　これらの者のいずれかが、通知を受けた後１週間以内に、管財人に対し、当該売却方法について書面により反対の意思表示を行った場合には、管財人は、当該有価証券を証券取引所を通じて売却する。

エ　これらの者のいずれもが１週間以内に上記意思表示をしなかった場合、又はその期限前でもすべての更生担保権者が同意した場合、管財人は通知したところに従って、裁判所の許可を得て、当該有価証券を売却する。

⑶　実質売却価額、担保弁済額

各有価証券の売却代金から、証券会社の手数料その他当該有価証券の売却にあたり生ずる費用（ただし、更生担保権者と協議のうえ、合理的な金額を定める）を控除した金額（以下、本款において「実質売却価額」という）を各有価証券に担保権を有している更生担保権者への弁済総額とし、これを更生計画による権利変更前の担保権の順位に従い各担保権に対して割り付けた金額（ただし、同順位の複数の更生担保権者がある場合には、当該更生担保権者間の担保割付合意に基づく按分割合（別表11「担保割付表」参照）で按分して割り付けるものとする）を、当該有価証券を目的とする担保権を有していた各更生担保権者に対する担保弁済額とする。